

岐阜市体育館・岐阜市民プール（長良川以北地域）正誤表

下記の通り、誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

【指定管理者仕様書】

頁	正	誤
23	<p>(5) 指定事業の実施に関すること</p> <p>ア スポーツ教室の実施に関すること (交流センターを除く)</p> <p>市民の健康保持・増進と体力の向上やスポーツの普及を目的として、スポーツ教室を年2回(上期・下期)実施すること。</p> <p>(ア) 作業内容</p> <p>a～j 省略</p> <p><u>k 講師報償費の支払い(1回あたり5,000円とする。ただし、競技の特殊性などからこれ以上を支払うことも可とする。)</u></p> <p>l、m 省略</p>	<p>(5) 指定事業の実施に関すること</p> <p>ア スポーツ教室の実施に関すること (交流センターを除く)</p> <p>市民の健康保持・増進と体力の向上やスポーツの普及を目的として、スポーツ教室を年2回(上期・下期)実施すること。</p> <p>(ア) 作業内容</p> <p>a～j 省略</p> <p>k 講師報償費の支払い</p> <p>l、m 省略</p>

【指定管理仕様書資料⑮ 岐阜市体育館スポーツ教室実施要領(参考)】

正	誤
<p>1～11 省略</p> <p><u>12 講師謝金</u></p> <p><u>1回あたり5,000円とする。</u></p> <p><u>(ただし、競技の特殊性などからこれ以上を支払うことも可とする。)</u></p> <p><u>13 その他</u></p> <p>(1)原則として途中入会は認めない。また、スポーツ教室開始後の脱会にともなう受講料の返金はしない。</p> <p>(2)スポーツ保険申込後の取り消し(返金)は認めない。</p>	<p>1～11 省略</p> <p>12 その他</p> <p>(1)原則として途中入会は認めない。また、スポーツ教室開始後の脱会にともなう受講料の返金はしない。</p> <p>(2)スポーツ保険申込後の取り消し(返金)は認めない。</p>